

令和 8 年 度

岐阜県中小企業資金融資制度の手引

岐阜県商工労働部 商業・金融課

ホームページアドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2522.html>

岐阜県融資制度

検 索



[令和8年8月版]

目 次

1 岐阜県中小企業資金融資制度の概要・・・・・・・・・・	1
2 岐阜県中小企業資金融資制度マニュアル	
(I) 共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(II) 資金別事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3 信用保証の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
4 関係機関一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27

1 岐阜県中小企業資金融資制度の概要

(1) 県融資制度の目的

岐阜県中小企業資金融資制度は、県・金融機関・岐阜県信用保証協会が協力し、県内中小企業者等の事業活動の活性化と経営の安定に必要な事業資金を低利で供給し、中小企業者等に対する金融の円滑化を図り、もって県内産業の活性化及び発展等に資することを目的としています。

(2) 県融資制度の特徴

- ① 長期固定で低金利
県が金融機関に対して融資額の一部を預託することで、金利を引き下げるなどの金融機関のご協力のもと実現しています。
- ② 保証料の負担が少ない
県が岐阜県信用保証協会に対して信用保証料の一部を補給することで、県融資制度以外の保証付き融資と比べて低い信用保証料となっており、利用者負担の軽減に寄与しています。

(3) 県融資制度のしくみ

◆ 岐阜県

- ① 県融資制度の融資条件を定めます。
- ② 取扱金融機関（県内に本店のある金融機関は本店又は代表店、他県に本店のある金融機関は県内の代表店）に県資金を預託します。
- ③ 信用保証料の補給を行うなど中小企業者等の負担軽減措置を実施します。

◆ 金融機関

- ① 申込みのあった中小企業者ごとに融資要綱等に規定する融資対象事業かどうかの確認等を行ったうえで、県の定めた融資条件により融資を行います。
- ② 取扱金融機関は、県からの預託金に、資金ごとに定める倍率を乗じた額の自己資金を加えて中小企業者等に融資します。

◆ 岐阜県信用保証協会

中小企業者等が、金融機関から事業資金を調達しようとする際、担保や信用力が不足しているため必要な資金の借入れができない場合に、岐阜県信用保証協会が、その債務を保証することにより、資金調達の円滑化を図ります。

(4) 取扱金融機関

取扱金融機関は、原則として県内に所在する本店・支店ですが、例外として次の店舗では取扱いが可能です。

- ・三菱UFJ銀行春日井支店 ・大垣共立銀行浅井支店 ・北陸銀行中村支店、城端支店、福光支店
- ・あいち銀行犬山支店 ・岐阜信用金庫浅井支店

ただし、以下のいずれかの場合については、上記店舗以外の取扱金融機関の県外本支店での取扱いが可能です。

- ・取扱金融機関の県内本支店で口座を持たない中小企業者等
- ・取扱金融機関の県外本支店と既に事業性のある与信取引を有している中小企業者等については、当該取扱金融機関の県外本支店での取扱いが可能

(5) 県融資制度の改正（令和8年度の主な改正事項）

- ① 資金廃止
経営安定資金（同和地区小規模事業資金枠）、季節資金（夏季・年末）、売掛債権担保活用資金、SDGs推進資金、産業活性化・海外市場開拓支援資金、成長産業強化支援資金、地域未来投資支援資金、経営合理化資金、脱炭素社会推進資金、雇用支援資金を廃止
- ② 資金統廃合（新資金創設）
①のうち、元気企業育成資金を統合し、「企業活力支援資金」を創設
- ③ 小規模企業資金における新制度創設
商工会議所又は商工会を申込窓口とし、決算資料のモニタリングを受けることにより県信用保証料補助を0.2%上乗
- ④ 利率の改定
県制度融資の全資金について、一律0.6%利上げ
- ⑤ 信用保証料に対する県補助率の改定
資金毎に補助率を見直し

(I) 共通事項

2 岐阜県中小企業資金融資制度マニュアル

事 項 別	留 意 点																																																	
1 取扱金融機関	原則として、県内に所在する普通銀行・信用金庫・信用組合・県信連・農協及び商工組合中央金庫の本支店（県信連・農協は下記店舗のみ）であり、県外店舗での取扱いは認めない。 ただし、以下のいずれかの場合については、上記店舗以外の取扱金融機関の県外本支店での取扱いが可能です。 ・取扱金融機関の県内本支店で口座を持たない中小企業者等 ・取扱金融機関の県外本支店と既に事業性のある与信取引を有している中小企業者等については、当該取扱金融機関の県外本支店での取扱いが可能 【県信連・農協の取扱店舗】 <table><tr><th>農 協 名</th><th>店 舗 名</th></tr><tr><td>ぎふ農業協同組合</td><td>本店</td></tr><tr><td>西美濃農業協同組合</td><td>本店、中部支店、神戸支店、名森支店、海津中支店、養老中支店、垂井支店</td></tr><tr><td>いび川農業協同組合</td><td>本店</td></tr><tr><td>めぐみの農業協同組合</td><td>関支店、郡上支店、白鳥支店、太田支店、広見支店</td></tr><tr><td>陶都信用農業協同組合</td><td>本店</td></tr><tr><td>東美濃農業協同組合</td><td>本店</td></tr><tr><td>飛騨農業協同組合</td><td>本店、萩原支店、下呂支店、竹原支店、金山支店</td></tr><tr><td>岐阜県信用農業協同組合連合会</td><td>本所</td></tr></table>	農 協 名	店 舗 名	ぎふ農業協同組合	本店	西美濃農業協同組合	本店、中部支店、神戸支店、名森支店、海津中支店、養老中支店、垂井支店	いび川農業協同組合	本店	めぐみの農業協同組合	関支店、郡上支店、白鳥支店、太田支店、広見支店	陶都信用農業協同組合	本店	東美濃農業協同組合	本店	飛騨農業協同組合	本店、萩原支店、下呂支店、竹原支店、金山支店	岐阜県信用農業協同組合連合会	本所																															
農 協 名	店 舗 名																																																	
ぎふ農業協同組合	本店																																																	
西美濃農業協同組合	本店、中部支店、神戸支店、名森支店、海津中支店、養老中支店、垂井支店																																																	
いび川農業協同組合	本店																																																	
めぐみの農業協同組合	関支店、郡上支店、白鳥支店、太田支店、広見支店																																																	
陶都信用農業協同組合	本店																																																	
東美濃農業協同組合	本店																																																	
飛騨農業協同組合	本店、萩原支店、下呂支店、竹原支店、金山支店																																																	
岐阜県信用農業協同組合連合会	本所																																																	
2 融資対象者	中小企業信用保険法（第2条第1項及び第3項）の信用保険の対象となる中小企業者等 (1) 中小企業者 <table><tr><th rowspan="2">業 種</th><th>資本金</th><th colspan="2">常時使用する従業員数</th></tr><tr><th>中小企業者</th><th>中小企業者</th><th>小規模企業者</th></tr><tr><td>小 売 業</td><td>5千万円以下</td><td>50人以下</td><td>5人以下</td></tr><tr><td>サ ー ビ ス 業</td><td>5千万円以下</td><td>100人以下</td><td>5人以下</td></tr><tr><td>宿泊業、娯楽業</td><td>5千万円以下</td><td>100人以下</td><td>20人以下</td></tr><tr><td>卸 売 業</td><td>1億円以下</td><td>100人以下</td><td>5人以下</td></tr><tr><td>製 造 業</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td><td>20人以下</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td><td>20人以下</td></tr></table> ※資本金・常時使用する従業員数のいずれかに該当すればよい。 ※常時使用する従業員数には、採用見込者、個人事業主の3親等以内で生計を一にする家族従業員及び法人の役員は含めない。 ※従業員数には、パートであっても常時使用する従業員と同様の勤務形態にある者は含める。 ※ソフトウェア業及び情報処理サービス業は製造業とする。 ※宗教法人、学校法人、社会福祉法人、社団法人及び財団法人等は融資対象としない。ただし、従業員300人以下の、医療法人及び、医業を主たる事業とする社会福祉法人、社団法人又は財団法人についてはこの限りではない。 ※暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は対象としない。 (2) 組 合 <table><tr><th>組合の種類</th><th>関 係 の 法 律</th></tr><tr><td>事業協同組合</td><td>中小企業等協同組合法</td></tr><tr><td>企業組合</td><td>中小企業等協同組合法</td></tr><tr><td>協業組合</td><td>中小企業団体の組織に関する法律</td></tr><tr><td>商工組合</td><td>中小企業団体の組織に関する法律</td></tr><tr><td>商店街振興組合</td><td>商店街振興組合法</td></tr><tr><td>生活衛生同業組合</td><td>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律</td></tr><tr><td>上記組合の連合会</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>特別の法律により設立された組合及びその連合会で知事が認めるもの</td></tr></table>	業 種	資本金	常時使用する従業員数		中小企業者	中小企業者	小規模企業者	小 売 業	5千万円以下	50人以下	5人以下	サ ー ビ ス 業	5千万円以下	100人以下	5人以下	宿泊業、娯楽業	5千万円以下	100人以下	20人以下	卸 売 業	1億円以下	100人以下	5人以下	製 造 業	3億円以下	300人以下	20人以下	そ の 他	3億円以下	300人以下	20人以下	組合の種類	関 係 の 法 律	事業協同組合	中小企業等協同組合法	企業組合	中小企業等協同組合法	協業組合	中小企業団体の組織に関する法律	商工組合	中小企業団体の組織に関する法律	商店街振興組合	商店街振興組合法	生活衛生同業組合	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	上記組合の連合会		その他	特別の法律により設立された組合及びその連合会で知事が認めるもの
業 種	資本金		常時使用する従業員数																																															
	中小企業者	中小企業者	小規模企業者																																															
小 売 業	5千万円以下	50人以下	5人以下																																															
サ ー ビ ス 業	5千万円以下	100人以下	5人以下																																															
宿泊業、娯楽業	5千万円以下	100人以下	20人以下																																															
卸 売 業	1億円以下	100人以下	5人以下																																															
製 造 業	3億円以下	300人以下	20人以下																																															
そ の 他	3億円以下	300人以下	20人以下																																															
組合の種類	関 係 の 法 律																																																	
事業協同組合	中小企業等協同組合法																																																	
企業組合	中小企業等協同組合法																																																	
協業組合	中小企業団体の組織に関する法律																																																	
商工組合	中小企業団体の組織に関する法律																																																	
商店街振興組合	商店街振興組合法																																																	
生活衛生同業組合	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律																																																	
上記組合の連合会																																																		
その他	特別の法律により設立された組合及びその連合会で知事が認めるもの																																																	

事 項 別	留 意 点												
3 融資対象業種	中小企業信用保険法に定める信用保険の対象となる業種をいう。 (参考) 融資対象とならない業種の例 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 種</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業、農業的サービス業</td><td>養鶏業、種苗業、かぶと虫飼育業等</td></tr> <tr> <td>林業、狩猟業</td><td></td></tr> <tr> <td>漁業、水産養殖業</td><td></td></tr> <tr> <td>遊興飲食業</td><td>公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるもの</td></tr> <tr> <td>金融保険業</td><td>損害保険代理業等を除く</td></tr> </tbody> </table> ※一部融資対象となる場合もあるので、個別には保証協会に確認のこと	業 種	備 考	農業、農業的サービス業	養鶏業、種苗業、かぶと虫飼育業等	林業、狩猟業		漁業、水産養殖業		遊興飲食業	公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるもの	金融保険業	損害保険代理業等を除く
業 種	備 考												
農業、農業的サービス業	養鶏業、種苗業、かぶと虫飼育業等												
林業、狩猟業													
漁業、水産養殖業													
遊興飲食業	公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるもの												
金融保険業	損害保険代理業等を除く												
4 事業歴	(1) 県内に事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいること ※事業歴1年未満でも融資対象となる資金 ・創業支援資金（創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」を適用する場合を除く。） ・事業承継支援資金 ・災害復旧資金（市町村の罹災（被災）証明を受けた者に限る。） (2) 事業歴は、県内における事業歴である。 (3) 法人成り（個人から法人に変更した場合）又は3親等内の親族による事業承継の事業歴については、法人成り又は3親等内の親族による事業承継以前と事業内容の実態に変更がなければ、通算してもよい。												
5 融資限度額	(1) 各資金及び各枠の融資限度額は、1企業又は1組合の融資限度額であり、融資案件1件毎や貸付年度毎の限度額ではない。 (2) 貸付残高のある資金の追加貸付は、融資限度額から貸付元金残高を差し引いた範囲内で認める。 （追加融資額 ≤ 融資限度額 - 貸付元金残高） なお、振興要綱改正により統合された資金及び枠の融資限度額は、統合前の貸付元金残高を統合後の資金及び枠の融資限度額から差し引くことを要しない。 (3) 振興要綱改正により名称変更（(2)なお書きによるもの除く）された資金及び枠の融資限度額は、変更前の貸付元金残高を、変更後の資金の融資限度額から差し引かなければならない。 (4) 設備リース料、テナント料は、1年分を融資限度額とする。 （ただし、当該資金の運転資金限度額を超えることはできない。）												
6 償還期間	(1) 償還期間及び据置期間の計算方法は、融資実行日を起算日として応答日をもって算出するものとする。 (2) 貸付約定及び約定変更等によっても、当初融資した際に資金別に定めた償還期間を超えることはできない。 （資金別に定めた償還期間を超える場合には、岐阜県中小企業資金融資制度としては取り扱わない。）												
7 償還方法	(1) 償還方法は取扱金融機関の所定の方法とする。なお、一括償還する場合には据置期間内に償還期日を定めるものに限る。 (2) 分割償還の場合は、原則として月賦償還とする。												

事 項 別	留 意 点
8 担保	(1) 取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。ただし、次に掲げる資金は除く。 ※すべて無担保 ・小規模企業資金 ・経営者保証非提供資金 ・創業支援資金（創業関連保証、創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」及びスタートアップ創出促進保証を適用する場合に限る。） ※原則、無担保 ・企業活力支援資金 ・創業支援資金（創業関連保証、創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」及びスタートアップ創出促進保証を適用する場合を除く。） ・経済変動対策資金 ・ 関連倒産防止資金 ・ 危機関連対応資金 (2) 「原則、無担保」とは、基本的には担保を徴求しない。 ただし、借入者の保証協会での保証債務残高状況あるいは資産状況等から担保を徴求することにより融資実行が可能となるのであれば、担保を徴求することは差し支えない。
9 保証人	原則、法人代表者以外は徴求してはならない。 ただし、次の場合には法人代表者以外を保証人とすることができる。 (ア) 実質的経営者、営業許可名義人、経営者本人の配偶者（当該事業に従事する配偶者に限る） (イ) 経営者本人が健康上問題がある場合の事業承継予定者 (ウ) 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証（融資）のリスク許容額を超える保証（融資）依頼がある場合であって、積極的に連帯保証の申し出があった当該事業の協力者や支援者 (エ) 特定経営承継関連保証を適用し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号の規定による認定を受けた中小企業者 ※なお、小規模企業資金（特別小口保険の適用要件に該当する場合）、経営者保証非提供資金を含む国の「事業者選択型経営者保証非提供制度」の対象となる保証を適用して融資をするもの、事業承継支援資金（経営承継借換関連保証及び事業承継特別保証を利用する場合）及び創業支援資金（スタートアップ創出促進保証を利用する場合）については保証人を徴求してはならない。
10 融資利率	当初融資した際に適用した融資利率は、償還が完了するまで変動することはできない。
11 資金使途	資金の種類毎に規定する融資対象事業資金とする。 ※資金別事項（9頁～）参照
運転資金	(1) 運転資金とは、原材料の購入、商品仕入れ、給与・労賃の支払い、買掛支払の手形決済等に充てる資金とする。 (2) 設備リース料、テナント料は、運転資金として取り扱う。ただし、1年分を融資限度額とする。
設備資金	(1) 店舗、工場、倉庫等事業用施設設備の新築または増改築及び設置、店舗等の用に供する中古建物等の購入費用及び土地の購入、機械器具・備品等の購入、権利金、保証金等に充てる資金とする。 (2) 土地購入の場合は、速やか（概ね1年以内）に直接利用を行う場合に限る。 (3) 住宅併用店舗等の新增設工事、土地の購入の場合については、面積按分または積算資料（根拠が明確に判断できる場合に限る）により事業用施設等の部分についてのみ、融資対象とする。 (4) 事業完了前の融資申し込みを原則とするが、次のすべてを満たす場合に限り事業完了後の融資申し込みであっても、対象とすることができる。 ・事業完了の時期が、契約書、融資申込日及び当該資金に係る資金繰り等から社会通念上相当と認められる時期であること ・本資金が当該事業に係る代金の支払いに確実に充てられることが取扱金融機関にて判断できること

事 項 別	留 意 点
資金使途として認めないもの	(1) 目的が投機的であるもの (2) 転貸資金 ただし、工業団地等における土地・建物の所有名義が組合となっていることから個々の企業では担保の関係で金融機関からの借入が実質不可能となっている場合は、組合が個々の企業へ貸付するための一社転貸資金に限り認めるものとする。（県へ事前協議が必要） (3) 旧債務の借換 ただし、「経営者保証非提供資金」、「創業支援資金（創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」及びスタートアップ創出促進保証を利用する場合）」「返済ゆったり資金」「中小企業再生支援資金（産業競争力強化法等に定める計画による場合）」の他、次に掲げる場合は、この限りではない。 ア 県融資制度の元金の残高を新たな必要資金と併せ一本化を図る場合（元気企業育成資金、関連倒産防止資金除く）。ただし、新たな必要資金がその残高以上となる場合に限る。 イ つなぎ資金。ただし、県制度融資申込みをしたものの、融資実行前に県制度融資以外の資金でつなぎ融資を実行した場合で、当該つなぎ資金を消滅させるものに限る。なお、取扱金融機関は、つなぎ資金を実行するに至った理由を記録に留めておくこと。 ウ 不渡手形の買戻資金の場合。 エ 個人から法人成りした場合に、個人名義の債務を法人名義に切り替える条件変更の手続きをとらず、借換えとして新たに法人名義で融資する場合。 オ 3親等内の親族が事業承継した場合に、条件変更の手続きをとらず、借換えとして新たに融資する場合。 カ 県融資制度による借入金が、2以上の金融機関に分散していて、資金管理が煩雑となっている場合に一本化を図る場合（元気企業育成資金、関連倒産防止資金除く）。 キ 事業承継前の借入で、かつ、個人保証を提供している旧債務の借換。ただし、事業承継支援資金（経営承継借換関連保証及び事業承継特別保証を利用する場合）に限る。 (4) 同一資金使途に対する2資金以上の併用。ただし、特別経済対策資金及び災害対策資金間については、この限りではない。 (5) 県外の事業所等において必要とする資金 なお、県外に本社があっても、県内の事業所等において必要とする資金は融資の対象とすることができる。 (6) 融資対象者が融資実行前に支払済のもの
12 信用保証	(1) 信用保証を付す場合は、岐阜県信用保証協会（原則取扱金融機関経由）の保証とする。 (2) 取扱金融機関が必要と認めたときは信用保証を付すものとする。 ただし、次に掲げる資金については、すべて信用保証を付すものとする。 ・ 小規模企業資金 ・ 経営者保証非提供資金 ・ 創業支援資金のうち、県内での事業歴が1年以上である場合 ・ 創業支援資金のうち、スタートアップ創出促進保証を利用する場合 ・ 事業承継支援資金のうち、事業承継特別保証を利用する場合 ・ 経済変動対策資金 ・ 関連倒産防止資金 ・ 返済ゆったり資金 ・ 中小企業再生支援資金 ・ 危機関連対応資金
13 融資枠	取扱金融機関は、資金ごとに協調倍率をベースとした融資を行うものとする。

事 項 別	留 意 点		
14 添付書類	資 金 名	添付書類	認定機関等
	小規模企業資金 ※申込窓口を商工会議所又は商工会とし、融資実行後3年にわたり確定申告を行った日から3か月以内に直近決算書を提出する場合	融資誓約書（様式第1号）	商工会議所又は商工会
	経営者保証非提供資金	事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書	
	企業活力支援資金 ①ぎふSDG s 推進パートナー制度に登録している者又は認証を受けている者（当該登録又は認証期間内に限る。）	①ぎふSDG s 推進パートナー登録証（写）又は認証書（写）	①県庁内 総合政策課SDG s 推進室
	②岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」に認定された者（当該認定期間内に限る。）	②岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定証（写）	②県庁内 男女共同参画推進課
	③「パートナーシップ構築宣言」を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録・公表している者	③「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトの「登録企業リスト」ページ（写）及び同ポータルサイトにおいて公表している「パートナーシップ構築宣言」（写）	③公益財団法人全国中小企業振興機関協会
	④中小企業等経営強化法に定める経営革新計画の知事の承認を受けた者（当該計画期間内に限る。）	④経営革新計画の承認書（写）及び経営革新計画に係る承認申請書（当該計画期間を確認できるもの）（写）	④県庁内 産業イノベーション推進課
	⑤公益財団法人岐阜県産業経済振興センターが実施する「事業可能性評価事業」でA評価を受けた者（評価後5年以内に限る。）	⑤「事業可能性評価事業」のA評価証（写）	⑤公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 産業振興部総合支援課
	⑥地域未来投資促進法に定める地域経済牽引事業計画の承認を受けた者（当該計画期間内に限る。）	⑥地域経済牽引事業計画の承認書（写）、地域経済牽引事業に係る承認申請書（当該計画期間を確認できるもの）（写）、承認を受けた地域経済牽引事業を実施している旨について確認を受けた書類（※） ※信用保証を付す場合にのみ必要（確認日から1年以内に保証申し込みを行うことが必要）	⑥県庁内 企業誘致課
	⑦岐阜県健康経営宣言をして登録している者	⑦「岐阜県健康経営宣言企業登録証」（融資実行日において有効なもの）（写）	⑦県庁内 健康推進課

事 項 別	留 意 点		
14 添付書類	資 金 名	添付書類	認定機関等
	創業支援資金 ①新規開業者 ②県内で1年以上事業を営み、かつ、5年を経過しない者等 ③スタートアップ創出促進保証を利用する者 ④ぎふプライムスタートアップ認定を受けた者	①法人は商業登記簿謄本（写）、個人は税務署に提出した開業届（写）等 ②法人は商業登記簿謄本（写）、個人は税務署に提出した開業届（写）等 ③創業計画書 ④ぎふプライムスタートアップの認定通知書（写）、認定申請書（写）及び認定を受けた事業計画との関係性を説明した書類（認定後5年を経過等した場合）	①法務局又は税務署 ②法務局又は税務署 ④ぎふスタートアップ支援コンソーシアム
	事業承継支援資金 ①中小企業経営承継円滑化法第12条第1項に定める認定を受けて事業承継計画を実行する者 ②岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画を実行する者 ③中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画を実行する者 ④事業承継特別保証を利用する者	①事業承継計画書、中小企業経営承継円滑化法第12条第1項に定める認定書（写）、ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（写）（岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター及び中小企業活性化協議会が確認した場合） ②事業承継計画書、岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターの支援について記載した書面（但し、事業承継計画書に記載がある場合は不要） ③事業承継計画書、認定経営革新等支援機関の支援について記載した書面（但し、事業承継計画書に記載がある場合は不要） ④事業承継計画書、ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（写）（岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター及び中小企業活性化協議会が確認した場合）	①県庁内 商業・金融課、岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター及び中小企業活性化協議会 ②岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター ③認定経営革新等支援機関 ④岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター及び中小企業活性化協議会
	経済変動対策資金 ①中小企業信用保険法第2条第5項第2号から第8号の認定 ②急激な社会経済情勢の変動、異常気象等により売上減少している者 ③感染症法における「指定感染症」等により売上減少している者	①中小企業信用保険法に定める認定書（写） ②経済変動対策資金要件（力）報告書 ③経済変動対策資金要件（キ）報告書	①市町村

14 添付書類	資 金 名	添付書類	認定機関等
	返済ゆったり資金 ・ 中小企業信用保険法第2条第5項 第1号から第8号の認定	中小企業信用保険法に定める認定書 (写)	市町村
	中小企業再生支援資金 ①岐阜県中小企業活性化協議会等の 支援を受けて事業再生を図る者 ②岐阜県信用保証協会の求償権消滅 保証を受けて事業再生を図る者 ③ぎふ中小企業支援3号ファンドの 支援を受けて事業再生を図る者で当 該事業 再生の終了に資金が必要な 者 ④産業競争力強化法等に定める計画 に従って事業再生を行う者	①経営改善計画書(写) ②再生計画書(写) ③再生計画書(写) ④計画書(写)	①岐阜県中小企業活性化協議会 等 ②岐阜県信用保証協会 ③ぎふ中小企業支援3号ファン ド
	災害復旧資金 ①事業所の所在する市町村長の罹災 (被災) 証明を受けた者 ②中小企業信用保険法第2条第5項 第4号の認定を受けた者	①罹災(被災) 証明書(写) ②中小企業信用保険法第2条第5項 第4号に定める認定書(写)	①②市町村
	危機関連対応資金	中小企業信用保険法第2条第6項に 定める認定書(写)	市町村
	国の「事業者選択型経営者保証非提 供制度」を適用して融資をする資 金	事業者選択型経営者保証非提供制度 要件確認書兼誓約書	

(Ⅱ) 資金別事項

(1) 一般資金

ア 経営安定資金・・・経営安定に必要な長期事業資金

[資金の概要]

1 共通事項以外特になし。

[必要書類]

1 信用保証を付さない場合のみ
融資実行報告書（付保なし） → 様式第3号

[融資条件]

融資限度額	運転 4,000万円 設備 6,000万円（運転資金も併せた場合の金額）
償還（据置）期間	運転 7年（1年）以内 設備 10年（1年）以内
融資利率	保証なし 年2.8% 保証付 年2.6%
信用保証料	必要により 無担保 年0.45%～1.7% 有担保 年0.35%～1.6%
担保	金融機関（県信用保証協会）所定の方法
保証人	原則、法人代表者以外は不要

(1) 一般資金

イ 小規模企業資金・・・小規模企業者の経営安定に必要な事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
次のいずれかに該当する者
ア 小規模企業者（次の(a)から(e)のいずれかに該当する者）（「小口零細企業保証制度」の対象者）
(a) 従業員数が20人以下
（小売・卸売・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）は5人以下）
※ただし、NPO法人を対象としない
(b) 事業協同小組合
(c) 企業組合で組合員の数が20人以下
(d) 協業組合で常時使用する従業員の数が20人以下
(e) 医業を主たる事業とする法人で常時使用する従業員の数が20人以下
イ 小規模企業者であり、商工会議所又は商工会に、融資実行後3年にわたり確定申告を行った日から3か月以内に直近決算書を提出する者
- 2 融資限度額
信用保証協会の保証付融資残高の合計が2,000万円以内となる新規融資額
- 3 申込窓口
融資対象者ア：取扱金融機関
イ：商工会議所、商工会

[必要書類]

- 1 添付書類
融資対象者イ：融資誓約書（様式第1号）

[融資条件]

融資限度額	運転 2,000万円 設備 2,000万円（運転資金も併せた場合の金額）
償還（据置）期間	運転 7年（1年）以内 設備 10年（1年）以内
融資利率	保証なし — 保証付 年1.6%
信用保証料	すべて必要 融資対象者ア 年0.5%～1.1% 融資対象者イ 年0.3%～0.9%
担保	不要
保証人	原則、法人代表者以外は不要 なお、中小企業信用保険法の特別小口保険の適用要件に該当する場合については、保証人は不要

(1) 一般資金

ウ 経営者保証非提供資金・・・経営者保証不要の一般的な事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証を利用する者（国の全国統一制度に準拠）
 - 2 資金使途
資金使途のうち借換資金については、
 - ・ 岐阜県中小企業資金融資制度の旧債務を含む岐阜県信用保証協会の信用保証付きの旧債務の借換（県制度融資以外の旧債務については、県制度融資の旧債務と一本化を図る場合に限る。）
- ※ ただし、次の旧債務を除く。
- ・ 県制度融資の季節資金（夏季・年末）、売掛債権担保活用資金の旧債務
 - ・ 岐阜県信用保証協会の当座貸越（貸付専用型）根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、小規模事業者カードローン当座貸越根保証の信用保証を付した旧債務（元本を確定させたもの（確定保証）を除く。）
 - ・ 岐阜県信用保証協会の根保証、季節資金、有担保借換型金融機関提携保証、有担保借換型保証、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証、事業再生保証の信用保証を付した旧債務

[必要書類]

事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書

[融資条件]

融 資 限 度 額	運転 8,000万円 設備 8,000万円（運転資金も併せた場合の金額）
償還（据置）期間	運転 10年（1年）以内 設備 10年（1年）以内
融 資 利 率	保証なし — 保証付 年1.8%
信 用 保 証 料	すべて必要 R8.4.1 ～R9.3.31 0.65～2.1%
担 保	不要
保 証 人	不要

(2) 元氣企業育成資金

ア 企業活力支援資金・・・新たな事業や取組を行うために必要な事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
次のいずれかに該当する者
ア ぎふSDGs推進パートナー制度実施要綱第5条に該当するとして登録している者又は認証を受けている者（当該登録期間内又は認証期間内に限る。）
イ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度実施要綱第2条に該当するとして岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業に認定された者（当該認定期間内に限る。）
ウ 「パートナーシップ構築宣言」を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録・公表している者
エ 中小企業等経営強化法に定める経営革新計画の知事の承認を受けた者（当該計画期間内に限る。）
オ 公益財団法人岐阜県産業経済振興センターが実施する「事業可能性評価事業」でA評価を受けた者（当該評価後5年以内に限る。）
カ 地域未来投資促進法に定める地域経済牽引事業計画の承認を受けた者（当該計画期間内に限る。）
キ 岐阜県健康経営推進事業実施要領第3条に該当するとして登録している者
- 2 資金使途
融資対象者－エ：経営革新計画の承認を受けた事業に関する資金に限る
カ：地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業に関する資金に限る

[必要書類]

- 1 信用保証を付さない場合のみ
融資実行報告書（付保なし） → 様式第3号
- 2 添付書類
融資対象者－ア：ぎふSDGs推進パートナー制度実施要綱第10条の規定により交付される登録証又は認証書の写し
イ：岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度実施要綱第2条に該当するとして認定されたことが確認できる「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定証」の写し
ウ：「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトの「登録企業リスト」ページの写し及び同ポータルサイトにおいて公表している「パートナーシップ構築宣言」の写し
エ：次に掲げるもの
(a) 中小企業等経営強化法に定める経営革新計画の承認書の写し
(b) 中小企業等経営強化法に定める経営革新計画に係る承認申請書の写し（当該計画期間を確認できるもの）
オ：「事業可能性評価事業」のA評価証の写し
カ：次に掲げるもの（(c)については信用保証を付す場合に限る）
(a) 地域未来投資促進法に定める地域経済牽引事業計画の承認書の写し
(b) 地域未来投資促進法に定める地域経済牽引事業に係る承認申請書の写し（当該計画期間を確認できるもの）
(c) 承認を受けた地域経済牽引事業を実施している旨について確認を受けた書類（確認日から1年以内に保証申し込みを行うことが必要）
キ：「岐阜県健康経営宣言企業登録証」の写し（融資実行日において有効なもの）

[融資条件]

融 資 限 度 額	運転	4,000万円
	設備	10,000万円（運転資金も併せた場合の金額）

償還（据置）期間	運転 7年（1年）以内 設備 15年（1年）以内
融 資 利 率	保証なし 年1.6% 保証付 年1.6% 償還期間が10年を超える 場合、年2.0%
信 用 保 証 料	必要により 無担保 年0.45%～1.7% 有担保 年0.35%～1.6%
担 保	原則として不要
保 証 人	原則、法人代表者以外は不要

(2) 元気企業育成資金

イ 創業支援資金・・・新規開業等に必要な事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
次のいずれかに該当する者
ア 新規開業者（ベンチャービジネス等を新たに開業するもの）
イ 県内での事業歴が1年未満の者
ウ 県内での事業歴が1年以上であり、かつ、信用保証の既存保証残高が2,000万円以内である中小企業者であって、以下のいずれかに該当するもの（創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」の対象者）
 - ・ 事業を営んでいない個人が事業を開始した日から起算して1年を経過し、かつ、5年を経過していないこと
 - ・ 事業を営んでいない個人によって設立された会社であって、設立の日から起算して1年を経過し、かつ、5年を経過していないこと
 - ・ 事業を営んでいない個人が事業を開始した後、新たに設立した会社の創業者（以下「会社設立創業者」という。）となり、事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して1年を経過し、かつ、5年を経過していないこと
- エ スタートアップ創出促進保証を利用する者（国の全国統一制度に準拠）
オ ギフスタートアップ支援コンソーシアムのギフプライムスタートアップ認定要項第7条第1項の規定により「ギフプライムスタートアップ」に認定されている者であって、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 当該認定の日から起算して10年を経過していないこと。
 - (b) 当該認定を受けた際の事業計画と何らかの関係性を有する事業を営んでいること。
- 2 資金使途
新規開業者が土地を購入する資金のみを必要としている場合は対象としない。
- 3 融資限度額
融資対象者ウについては、信用保証協会の保証付融資残高の合計が2,000万円以内となる新規融資額
- 4 申込窓口
取扱金融機関、商工会議所、商工会
- 5 その他
確実に事業を開始する状態になっていること

[必要書類]

- 1 信用保証を付さない場合のみ
融資実行報告書（付保なし） → 様式第3号
- 2 添付書類
融資対象者ーア：次に掲げるもの
 - (a) 法人は商業登記簿謄本の写し、個人は税務署に提出した開業届等の写し
 - (b) 許認可等に係る書類の写し
 - (c) 創業・再挑戦計画書（信用保証を付す場合）
- ウ：法人は商業登記簿謄本の写し、個人は税務署に提出した開業届等の写し（事業を営んでいない個人が事業を開始した後、新たに会社を設立し、その事業の全部または一部を当該会社に承継させる場合については、商業登記簿謄本及び税務署に提出した開業届の写し

エ：創業計画書
オ：次に掲げるもの
(a) ギフプライムスタートアップ認定通知書の写し
(b) ギフプライムスタートアップの認定を受けた際の認定申請書一式の写し
(c) ギフプライムスタートアップの認定を受けた際の事業計画と関係性がある事業を営んでいる旨を説明した書類（認定を受けてから5年を経過し、かつ、(b)のみでは関係性が不明瞭な場合に限る。）

[融 資 条 件]

融 資 限 度 額	<融資対象者－ア、イ>	
	運転	4,000万円
	設備	10,000万円(運転資金も併せた場合の金額)
	<融資対象者－ウ>	
	運転	2,000万円
	設備	2,000万円(運転資金も併せた場合の金額)
	<融資対象者－エ>	
	運転	3,500万円
	設備	3,500万円(運転資金も併せた場合の金額)
	<融資対象者－オ>	
	運転	8,000万円
	設備	20,000万円(運転資金も併せた場合の金額)
償還（据置）期間	運転	融資対象者ア、イ、ウ 7年（1年）以内 融資対象者－エ※ 10年（1年）以内 融資対象者－オ 7年（2年）以内 設備 融資対象者－ア、イ 15年（1年）以内 融資対象者－ウ、エ※ 10年（1年）以内 融資対象者－オ 15年（2年）以内 ※ エについては、当該融資と同時にプロパー融資を実行する、又は信用保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は、据置期間を3年以内とする。
融 資 利 率	保証なし	年2.0%
	保証付	年2.0%
	償還期間が10年を超える場合、年2.4%	
信 用 保 証 料	必要により 融資対象者ア、イ、オ 無担保 年0.35%～0.9% 有担保 年0.25%～0.8% 融資対象者ウ 保証付融資残高合計500万円以下 年0.15% 保証付融資残高合計500万円～2,000万円 年0.25% 融資対象者エ 年0.6% ※融資対象者ウ及びエについては、信用保証はすべて必要	
担 保	原則として不要（創業関連保証、創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」及びスタートアップ創出促進保証を適用する場合は不要）	
保 証 人	融資対象者ア、イ、ウ、オ	原則、法人代表者以外は不要
	融資対象者エ	不要

(2) 元気企業育成資金

ウ 事業承継支援資金・・・事業承継に取り組む事業者の事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
事業を譲り受ける者（但し、事業を譲り受ける者の事業所が岐阜県内に所在しない場合においては、事業を譲り渡す者の事業所が岐阜県内に所在する場合に限る。）で下記のいずれかに該当する者
ア 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年5月16日法律第33号。以下「中小企業経営承継円滑化法」という）第12条第1項に定める認定を受けて事業承継計画を実行する者
イ 岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画を実行する者
ウ 中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画を実行する者
エ 事業承継特別保証を利用する者（国の全国統一制度に準拠）
- 2 資金使途
次のいずれかに該当すること。ただし、融資対象者アのうち経営承継借換関連保証については、旧債務の返済資金に限る。
ア 株式等又は事業用資産等を取得するための経費
イ その他事業承継計画の実施に係る経費
ウ 融資対象者エによる旧債務の借換
- 3 その他
事業承継日から5年を経過したものは対象としない。ただし、融資対象者エについては、事業承継日から3年を経過したものは対象としない。

[必要書類]

- 1 信用保証を付さない場合のみ
融資実行報告書（付保なし） → 様式第3号
- 2 添付書類
融資対象者ア：事業承継計画書（経営承継借換関連保証の場合、写しでも可）、中小企業経営承継円滑化法第12条第1項に定める認定書の写し、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの写し（中小企業信用保険法施行規則第20条第2項に規定する経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者（以下「専門家」という。）の確認を受けた場合）
イ：事業承継計画書、岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターの支援について記載した書面（但し、事業承継計画書に記載がある場合は不要）
ウ：事業承継計画書、認定経営革新等支援機関の支援について記載した書面（但し、事業承継計画書に記載がある場合は不要）
エ：事業承継計画書、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの写し（専門家の確認を受けた場合）

[融資条件]

融資限度額	運転 28,000万円 設備 28,000万円（運転資金も併せた場合の金額）
償還（据置）期間	融資対象者アからウ 運転 7年（1年）以内 設備 15年（1年）以内 経営承継借換関連保証及び融資対象者エ 運転 10年（1年）以内 設備 10年（1年）以内
融資利率	保証なし 年2.0% } 償還期間が10年を超える場合 保証付 年2.0% } 年2.4%

信用保証料	必要により（ただし融資対象者エの場合はすべて必要） 融資対象者 無担保 年0.45%～1.7% 有担保 年0.35%～1.6% 経営承継借換関連保証及び融資対象者エのうち専門家の確認 を受けた場合については、年0.2%
担保	金融機関（県信用保証協会）所定の方法
保証人	原則、法人代表者以外は不要 なお、経営承継借換関連保証及び融資対象者エについては、徴 求してはならない。

(3) 特別経済対策資金

ア 経済変動対策資金・・・経済環境の変化による業況悪化に対応して経営安定を図るために必要な事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
次のいずれかに該当する者
 - ア 業況が悪化していること（いずれかに該当）
 - ・ 最近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少していること（通常は10%、令和9年3月31日まで5%）
 - ・ 直近の単年度決算（営業損益、経常損益、最終損益のいずれか）で欠損が生じ、経営の安定に困窮していること
 - ・ 最近3か月間の売上総利益が前年同期比5%以上減少していること
 - イ 親事業者の経営合理化の影響を受ける者
 - ・ 親事業者との取引額が全体の20%以上を占めており、将来3か月の売上高が前年同期比10%以上減少することが見込まれること
 - ウ 中小企業信用保険法第2条第5項第2号から第8号の認定を受けた者
 - エ 急激な社会経済情勢の変動、異常気象等により売上減少（最近1か月の売上高又は売上総利益が前年同期比5%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の平均も前年同期比5%以上減少することが見込まれる）している者
 - オ 感染症法における「指定感染症」等により売上減少（最近1か月の売上高又は売上総利益が前年同期比3%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の平均も前年同期比3%以上減少することが見込まれる）している者

[必要書類]

- 1 添付書類
 融資対象者－ウ：中小企業信用保険法第2条第5項第2号から第8号に定める認定書の写し（認定機関：事業所所在地の市町村長）
 エ：経済変動対策資金要件(力)報告書
 オ：経済変動対策資金要件(キ)報告書

[融資条件]

融 資 限 度 額	運転 10,000万円 設備 10,000万円（運転資金も併せた場合の金額）
償還（据置）期間	運転 10年（2年）以内 設備 10年（2年）以内
融 資 利 率	保証なし － 保証付 年2.2%
信 用 保 証 料	すべて必要 無担保 年0.35%～0.9% 有担保 年0.25%～0.8%
担 保	原則として不要
保 証 人	原則、法人代表者以外は不要

(3) 特別経済対策資金

イ 関連倒産防止資金・・・倒産関連中小企業者等の経営安定に必要な事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
次のいずれかに該当する者
ア 倒産企業との取引依存度が20%以上であること
イ 倒産企業に対して50万円以上の債権を有していること
- 2 資金使途
運転資金のみとし、融資額は債権額の範囲内とする。
- 3 用語の意義
「倒産企業」とは、破産、民事再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始の申立又は不渡手形による銀行取引停止を受けた者をいう。
※ 倒産企業の確認は、東京商工リサーチ、帝国データバンク等民間信用調査機関を利用して確認すること
- 4 申込取扱期間
倒産企業が倒産した日から起算して1年以内とする。
- 5 その他
1の要件は、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定要件と同じであるため、「倒産企業」が、中小企業信用保険法第2条第5項第1号に指定されている場合は、信用保証の別枠の利用が可能
この場合は、市町村長発行の「中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定書」が必要となる。

[必要書類]

—

[融資条件]

融資限度額	運転 4,000万円 ※ただし、債権相当額の範囲内
償還(据置)期間	運転 7年(1年)以内
融資利率	保証なし — 保証付 年1.8%
信用保証料	すべて必要 無担保 年0.45%~1.0% 有担保 年0.35%~0.9%
担保	原則として不要
保証人	原則、法人代表者以外は不要

(3) 特別経済対策資金

ウ 返済ゆったり資金・・・旧債務を借り換えることにより経営の安定や改善を図るための事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者

次のすべてに該当する者

ア 旧債務を借り換えることにより、経営の安定や改善が図られる等、資金導入の効果が期待できる者

イ 現在、岐阜県中小企業資金融資制度を利用している者

ウ 業況が悪化していること（いずれかに該当）

 - ・ 最近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少している者
 - ・ 直近の単年度決算（営業損益、経常損益、最終損益のいずれか）で欠損が生じている者
 - ・ 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号の認定を受けている者
- 2 資金使途

ア 岐阜県中小企業資金融資制度の旧債務を含む岐阜県信用保証協会の信用保証付きの旧債務の借換（県制度融資以外の旧債務については、県制度融資の旧債務と一本化を図る場合に限る。）

※ ただし、次の旧債務を除く。

 - ・ 県制度融資の季節資金（夏季・年末）、売掛債権担保活用資金の旧債務
 - ・ 岐阜県信用保証協会の当座貸越（貸付専用型）根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、小規模事業者カードローン当座貸越根保証の信用保証を付した旧債務（元本を確定させたもの（確定保証）を除く）
 - ・ 岐阜県信用保証協会の根保証、季節資金、有担保借換型金融機関提携保証、有担保借換型保証、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証、事業再生保証の信用保証を付した旧債務

イ 新たに必要とする事業資金も併せて融資対象とすることができる。

[必要書類]

- 1 添付書類

融資対象者－ウ：中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号に定める認定書の写し（認定機関：事業所所在地の市町村長）

※「中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号の認定を受けている者」に該当する場合

[融資条件]

融 資 限 度 額	運転 8,000万円 設備 8,000万円（運転資金も併せた場合の金額）
償還（据置）期間	運転 10年（2年）以内 設備 10年（2年）以内
融 資 利 率	保証なし — 保証付 金融機関所定利率 上限利率 ・ 県制度融資の旧債務の借換 償還期間7年以内 年2.8% 償還期間7年超10年以内 年3.0% ・ 県制度融資以外の旧債務を含む借換 償還期間7年以内 年3.8% 償還期間7年超10年以内 年4.0% 保証なし — 保証付 金融機関所定利率 上限利率 ・ 県制度融資の旧債務の借換 年2.8% ・ 県制度融資以外の旧債務を含む借換 年3.8%
信 用 保 証 料	すべて必要（セーフティネット保証5号は県が0.2%負担し、年0.4%） 無担保 年0.45%～1.5% 有担保 年0.35%～1.4%
担 保	金融機関（県信用保証協会）所定の方法
保 証 人	原則、法人代表者以外は不要

(3) 特別経済対策資金

エ 中小企業再生支援資金・・・事業再生を図るために必要な事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
次の要件のいずれかに該当し、取引金融機関等からの支援が確実な者
ア 岐阜県中小企業活性化協議会等の支援を受けて、再生計画を策定し取り組む者
イ 岐阜県信用保証協会の求償権消滅保証を受けて事業再生を図る者
ウ ギフ中小企業支援3号ファンドの支援を受けて事業再生を図る者で、当該事業再生の終了に資金が必要な者
エ 産業競争力強化法第53条第1項及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第1号から第4号までに定める計画に従って事業再生を行う者（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を除く。）（国の全国統一制度に準拠）
- 2 資金使途
融資対象者エのうち、借換資金については、岐阜県中小企業資金融資制度の旧債務を含む岐阜県信用保証協会の信用保証付きの旧債務の借換（県制度融資以外の旧債務については、県制度融資の旧債務と一本化を図る場合に限る。）
※ ただし、次の旧債務を除く。
・ 県制度融資の季節資金（夏季・年末）、売掛債権担保活用資金の旧債務
・ 岐阜県信用保証協会の当座貸越（貸付専用型）根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、小規模事業者カードローン当座貸越根保証の信用保証を付した旧債務（元本を確定させたもの（確定保証）を除く）
・ 岐阜県信用保証協会の根保証、季節資金、有担保借換型金融機関提携保証、有担保借換型保証、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証、事業再生保証の信用保証を付した旧債務

[必要書類]

- 1 添付書類
融資対象者ア：岐阜県中小企業活性化協議会等の支援のもと作成した経営改善計画書の写し
イ：岐阜県信用保証協会の支援のもと作成した再生計画書の写し
ウ：ギフ中小企業支援3号ファンドの支援のもと作成した再生計画書の写し
エ：産業競争力強化法第53条第1項及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第1号から第4号までに定める計画の写し

[融資条件]

融 資 限 度 額	運転 8,000万円 設備 8,000万円（運転資金も併せた場合の金額）
償還（据置）期間	運転 7年（1年）以内 設備 10年（1年）以内
融 資 利 率	保証なし — 保証付 金融機関所定利率（上限利率：年5.0%）
信 用 保 証 料	すべて必要（セーフティネット保証5号は県が0.2%負担し、年0.4%） 無担保 年0.45%～1.5% 有担保 年0.35%～1.4%
担 保	金融機関（県信用保証協会）所定の方法
保 証 人	原則、法人代表者以外は不要

(4) 災害対策資金

ア 災害復旧資金・・・地震、豪雨等の災害により被害を受けたときの事業復旧のために必要な事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
次のいずれかに該当する者
ア 地震、豪雨等の災害により直接に被害を受けたことについて、事業所の所在する市町村長の罹災（被災）証明を受けた者
イ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた者
- 2 資金使途
事業復旧のために必要な事業資金
- 3 申込取扱期間
 - ・ 地震、豪雨等の自然災害の発生により、県内中小企業者が著しい被害を被った場合など、知事が必要と認めた場合に取り扱いを開始する。
 - ・ 取扱期間は、当該災害が発生してから6か月以内とする。（ただし、知事が必要と認めた場合は延長することができる。）
- 4 その他
融資条件の「償還期間」、「融資利率」及び「信用保証料」欄の「別に定める」とは、被災状況の規模により、その都度定める。

[必要書類]

- 1 添付書類
融資対象者ア：罹災（被災）証明書の写し（事業所所在地の市町村長発行）
イ：中小企業信用保険法第2条第5項第4号に定める認定書の写し（認定機関：事業所所在地の市町村長）

[融資条件]

融資限度額	運転 8,000万円 設備 8,000万円（運転資金も併せた場合の金額）
償還（据置）期間	別に定める
融資利率	別に定める
信用保証料	別に定める
担保	金融機関（県信用保証協会）所定の方法
保証人	原則、法人代表者以外は不要

(4) 災害対策資金

イ 危機関連対応資金・・・大規模な経済危機、自然災害等により事業者の経営の安定に必要な事業資金

[資金の概要]

- 1 融資対象者
大規模な経済危機、自然災害等の事態により、市町村長から危機関連保証の認定を受けた者（国の全国統一制度に準拠）
- 2 取扱金融機関
共通事項と同様。ただし、中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経済産業大臣が認める場合における同項の事象と同一の事象に対応するため、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第11条第2項の規定による認定が行われたと経済産業大臣が認める場合において、その後に中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けたものとの関係では、株式会社商工組合中央金庫を除く。

[必要書類]

- 1 添付書類
中小企業信用保険法第2条第6項に定める認定書の写し
（認定機関：事業所所在地の市町村長）

[融資条件]

融 資 限 度 額	運転 10,000万円 設備 10,000万円（運転資金も併せた場合の金額）
償還（据置）期間	運転 7年（1年）以内 設備 10年（1年）以内
融 資 利 率	保証なし — 保証付 年1.8%
信 用 保 証 料	すべて必要 年0.6%
担 保	原則として不要
保 証 人	原則、法人代表者以外は不要

3 信用保証の概要

(1) 信用保証協会とは

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき設立された公的機関で、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者等に対して「信用保証」を行うことによって、金融の円滑化を図り、もって中小企業者の育成と健全な発展を図ることを目的としています。

具体的には、中小企業者等が金融機関から事業に必要な資金の貸付を受けることにより金融機関に対して負担する債務の保証及びこれに付随する業務を行っています。

(2) 保証の概要

① 保証の対象となる中小企業者

保証の対象となる中小企業者は、協会の事業区域（都道府県単位の協会ではその都道府県、市単位の協会ではその市の区域）内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者及びその組合等です。

また、中小企業者等の資金の借入れについて信用保証協会が債務保証を行う金融機関は、一般市中金融機関、信用農業協同組合連合会、農業協同組合及び商工組合中央金庫であって、いわゆる貸金業は含まれません。

② 保証の内容

ア 保証限度額

- ・ 個人・会社は、原則として2億8,000万円
- ・ 組合は、4億8,000万円
- ・ その他経営安定関連保証（セーフティネット保証）など別枠保証もあります。

イ 保証料

- ・ 平成18年4月1日より保証料率の弾力化の適用により、基準保証料率は中小企業者の経営状況に応じ、9段階となっています。
- ・ 県融資制度では、信用リスクが高い中小企業者の負担増を軽減するため信用リスクに応じた保証料補給を実施しています。利用者は県の補給後の保証料率で負担します。（別表のとおり）

ウ 保証人及び担保

保証に際しては、原則として法人代表者以外の連帯保証人は必要としません。

また、保証の額が高額のときは、不動産等の担保を必要とする場合があります。

エ 責任共有制度

信用保証制度は、一部の保証制度を除き責任共有制度が適用されており、信用保証協会と金融機関が次のいずれかの方法で信用リスクを共有しています。

- ・ 部分保証方式：金融機関の融資の80%を信用保証協会が保証します。
- ・ 負担金方式：金融機関の融資の全額を信用保証協会が保証し、代位弁済相当額の約20%を金融機関が負担金として負担します。

③ 保証の申込み

保証の申込みには、貸付を受けようとする金融機関を経由して、岐阜県信用保証協会（本店・支店）に「信用保証委託申込書」を提出します。

なお、小規模企業資金及び創業支援資金については、金融機関、商工会又は商工会議所を経由して保証の申込みをすることもできます。

④ 代位弁済と回収

信用保証協会の保証付きで金融機関から貸付を受けた中小企業者等がその債務を履行できなくなったときは、信用保証協会は、金融機関からの請求により中小企業者等に代わって保証債務を履行（代位弁済）します。信用保証協会は金融機関へ代位弁済を行った後は、その中小企業者等に対し求償権を行使して債権の回収を行います。

⑤ 保証と保険の関係

信用保証協会は、金融機関に対して負った保証債務について、日本政策金融公庫と保険契約を締結し、信用保証協会が金融機関に代位弁済した場合、その代位弁済した元金額の70%又は80%が保険金として、日本政策金融公庫から信用保証協会に支払われることになっています。

信用保証協会は中小企業者等から債権を回収した場合、支払われた保険金の割合に応じて日本政策金融公庫へ回収金を納付します。

≪信用保証料率（信用保証料率が弾力化された制度）と県の信用保証料補給≫

(令和8年8月1日現在)

(単位：年率%)

≪責任共有制度の対象となる資金≫

※財務諸表なし：保証区分⑤

保 証 料 率 区 分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
基 準 保 証 料 率		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
経済変動対策資金 創業支援資金	利用者負担保証料率	0.90	0.80	0.70	0.60	0.50	0.50	0.50	0.50	0.35	
	県保証料補給率	1.00	0.95	0.85	0.75	0.65	0.50	0.30	0.10	0.10	
関連倒産防止資金	利用者負担保証料率	1.00	0.90	0.80	0.70	0.60	0.60	0.60	0.60	0.45	
	県保証料補給率	0.90	0.85	0.75	0.65	0.55	0.40	0.20	—	—	
経営安定資金 企業活力支援資金 事業承継支援資金	利用者負担保証料率	1.70	1.60	1.40	1.25	1.05	0.90	0.80	0.60	0.45	
	県保証料補給率	0.20	0.15	0.15	0.10	0.10	0.10	—	—	—	
返済ゆったり資金 中小企業再生支援資金	利用者負担保証料率	1.50	1.40	1.20	1.10	0.90	0.90	0.80	0.60	0.45	
	県保証料補給率	0.40	0.35	0.35	0.25	0.25	0.10	—	—	—	
経営者保証非提供資金	利用者負担保証料率	I	1.90	1.80	1.60	1.45	1.25	1.10	1.00	0.80	0.65
		II	2.10	2.00	1.80	1.65	1.45	1.30	1.20	1.00	0.85
	県保証料補給率	0.20	0.15	0.15	0.10	0.10	0.10	—	—	—	

※経営者保証非提供資金の利用者負担保証料率は、基準保証料率への上乗せ分（Ⅰ：0.25又はⅡ：0.45%）を加算し、そこから国補給分（R8.4.1～R9.3.31：0.05%）と県補給分を減算した率を記載しています。

保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準保証料率		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
事業承継支援資金 (経営承継借換関連保証 及び事業承継特別保証を 利用する者のうち専門家 の確認を受けた場合)	利用者負担保証料率	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
	県保証料補給率	0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	—

≪責任共有制度の対象外となる資金≫

※財務諸表なし：保証区分⑤

保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準保証料率		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
小規模企業資金	利用者負担保証料率	1.10	1.00	0.90	0.80	0.70	0.70	0.70	0.70	0.50
	県保証料補給率	1.10	1.00	0.90	0.80	0.65	0.40	0.20	—	—

※商工会議所又は商工会を申込窓口とし、決算資料のモニタリングを受ける場合、県保証料補給率を0.20%上乗せします。

<その他、県の信用保証料補給>

		経営安定関連保証(セーフティネット保証)	
		1～4、6号	5、7、8号
経済変動対策資金	利用者負担保証料率	0.60	0.50
	県保証料補給率	0.10	0.10

		経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 5号	
返済ゆったり資金 中小企業再生支援資金	利用者負担保証料率	0.40	
	県保証料補給率	0.20	

		創業関連保証 (再挑戦支援保証を含む)	スタートアップ創出促進保証
創業支援資金	利用者負担保証料率	0.40	0.60
	県保証料補給率	0.40	0.40

		創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」	
		保証付融資残高合計額 500万円以下	保証付融資残高合計額 500万円超・2,000万円以下
創業支援資金	利用者負担保証料率	0.15	0.25
	県保証料補給率	0.20	0.30

		責任共有対象外	責任共有
中小企業再生支援資金 (事業再生計画実施関連 特例の場合)	利用者負担保証料率	0.90	0.70
	県保証料補給率	0.10	0.10

		危機関連保証	
危機関連対応資金	利用者負担保証料率	0.60	
	県保証料補給率	0.20	

※国の「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用して融資をする資金については、利用者負担保証料率が上記利用者負担保証料率に0.25又は0.45%上乘せされます。

4 関係機関一覧

○ 県の機関

機 関 名		所 在 地	電話番号	備 考
県 庁	商工労働部 商業・金融課 (資金融資係)	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階	直通 (058)272-8374 代表 (058)272-1111 (内線：3645・3646)	県内全域

機 関 名		所 在 地	電話番号	備 考
各 県 事 務 所	岐阜地域産業労働室	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階	(058) 272-1925	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市 瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡
	西濃県事務所 振興防災課(産業労働係)	〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内	(0584) 73-1111	大垣市・海津市・養老郡 不破郡・安八郡
	揖斐県事務所 振興防災課(産業労働係)	〒501-0603 揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内	(0585) 23-1111	揖斐郡
	可茂県事務所 振興防災課(産業労働係)	〒505-8508 美濃加茂市古井町 下古井2610-1 可茂総合庁舎内	(0574) 25-3111	美濃加茂市・可児市 加茂郡・可児郡
	中濃県事務所 振興防災課(産業労働係)	〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎内	(0575) 33-4011	関市・美濃市・郡上市
	東濃県事務所 産業労働課(産業労働係)	〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎内	(0572) 23-1111	多治見市・瑞浪市・土岐市
	恵那県事務所 振興防災課(産業労働係)	〒509-7203 恵那市長島町正家 1067-71 恵那総合庁舎内	(0573) 26-1111	中津川市・恵那市
	飛騨県事務所 振興防災課(産業労働係)	〒506-8688 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎内	(0577) 33-1111	高山市・飛騨市・下呂市 大野郡

○ 信用保証協会

機 関 名	所 在 地	電話番号	担 当 地 域
岐阜県信用保証協会 本店 創業支援課	〒500-8503 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館内	(058) 276-6033	本店管轄地区 (保証一課・保証二課担当 地域と同じ)
岐阜県信用保証協会 本店 保証一課		(058) 276-6924	岐阜市・関市・美濃市 羽島市・山県市・瑞穂市 郡上市・羽島郡
岐阜県信用保証協会 本店 保証二課		(058) 276-6929	大垣市・各務原市・本巣市 海津市・養老郡・不破郡 安八郡・揖斐郡・本巣郡
岐阜県信用保証協会 多治見支店	〒507-8691 多治見市白山町1-238 ヤマカ駅北ビル3階	(0572) 22-3100	多治見市・中津川市・瑞浪市 恵那市・美濃加茂市・土岐市 可児市・加茂郡・可児郡
岐阜県信用保証協会 高山支店	〒506-0025 高山市天満町4-70 A・LUX 2ビル内	(0577) 33-5014	高山市・飛騨市・下呂市 大野郡